

平成30年7月11日

三次市総務部総務課

---

---

## 職員の懲戒処分の公表について

---

---

本市職員の懲戒処分について、本日、別紙のとおり発令しました。

---

### 本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 総務部 総務課 職員係（担当／矢野, 加藤）

電話番号:0824-62-6102 FAX番号:0824-62-6137

E-mail: soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

# 職員の懲戒処分について

このことについて、次のとおり発令しました。

## 1 経過

本件は、平成30年2月に受け付けした個人情報開示請求の開示処理を怠り、その後、請求者から問い合わせがあったにも関わらず、再度開示処理を怠ったことにより、市行政に対する信頼を著しく損なったもの。

また、管理監督者から度々業務報告を求められていたにも関わらず、その命令に従わず、当該開示請求処理が滞っている事実を報告していなかったもの。

これを受け、本件に係る職員の処分等について「三次市職員分限、懲戒審査委員会」において審査を行い、市長が次のとおり懲戒処分を発令した。

## 2 処分発令日

平成30年7月11日

## 3 対象職員及び処分内容等

### (1) 所属・職名等

総務部総務課 主任 (44歳・男性)

### (2) 処分の内容

戒告

### (3) 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当

同法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務に専念する義務）に違反し、懲戒処分を定めた同法第29条第1項第1号（この法律に違反した場合）及び第2号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当した。

## 4 その他

対象職員の上司については、管理監督責任があるとして市長から厳重注意を行った。